

冬場の足の確保に、ご理解とご協力を

作業種類	出動基準
新雪除雪 (初期除雪)	次のいずれかに該当 ①主要路線において、降雪量がおおむね10センチを超え、または、予想され、降雪後の天候による融雪が期待できないと判断したとき。原則として交互通行できる幅を確保する。 ②主要路線以外は、積雪により通行に支障があると判断したとき。除雪幅は最低1車線以上を確保する。 ③出動基準に満たない降雪日が連続し、通行に支障があり、または支障になると予想される時。 ④強風などにより、路面に吹き溜まりが発生し、通行に支障があるとき。
路面整正	わだちの発生により通行に支障がある、または、気温の上昇に伴う融雪により通行に支障があるとき。
拡幅除雪	路肩への堆雪により、通行に支障があり、または、支障になると予想される時。
歩道除雪	歩道上の積雪深が10センチを超えたとき、または歩行者の安全が確保できない恐れがあるとき。
その他	除雪が必要と市が判断したとき。

除雪業務は専門業者にとっても大変過酷な作業です。皆さんのご協力をお願いします。
今年も雪が降り積もる季節になりました。市では一定の積雪があったときや予想される時などに、市道の通行に支障を及ぼさないよう除雪作業を実施します。

「住民自治日本一」を目指し、お住まいの地域のためにご理解とご協力をお願いします。

■各家庭や地域の協力を
市で除雪した雪は、道路脇に寄せて置くこととしており、原則として雪の運び出しは実施していません。

市の除雪作業で、玄関前や車庫前など宅地側に寄せられた雪は各家庭や地域での対応をお願いしますので、ご理解とご協力をお願いします。

■円滑な除雪のために
○路上駐車は、除雪作業の支障となります。自粛ください。
○家屋敷地の雪は道路に出さないでください。
○道路から宅地に乗り入れるための板（乗り入れ板）は、除雪作業で破損したり、除雪作業の支障となります。降雪前に撤去をお願いします。

○積雪により道路上にはみ出したり倒れる恐れのある生け垣や庭木は、あらかじめ枝の処理をするようお願いします。
○屋根から道路への落雪は通行人の生命にかかわります。定期的な雪下ろしや、雪止めの設置など対策をお願いします。

■各家庭の雪捨ては公園に
○市が管理する公園のうち、滝沢総合公園を除く市内各地にある公園をご家庭の除雪の雪捨て場としてご利用できません。

融雪剤、すべり止め用砂などです。その他必要な除雪用資材などがありましたら、問い合わせ先担当までご連絡ください。

▶問い合わせ
除雪全般について
道路課 ☎ 656-6548、656-6549
公園への雪捨てについて
都市政策課 ☎ 656-6550

○地面の凹凸の原因になりますので、車両の乗り入れはしないでください。
○フェンスや遊具などの公園施設や、樹木の周辺には雪を積まないでください。

■住民協働除雪・除雪用資器材貸与について
○市では地域による協働除雪を推進しており、市内各地で活動が進められています。その支援として従来より除雪用資器材などの貸与を実施しています。

○貸与している除雪用資器材は、除雪作業車（ホイールローダ）、ハンドガイド式小型除雪機、軽ダンプ、スノーボール、防雪ネット、融雪剤、すべり止め用砂などです。その他必要な除雪用資材などがありましたら、問い合わせ先担当までご連絡ください。

